

## 技術協力業務委託特記仕様書

### I 業務概要

- 1 業務名称 (中央図書館等移転改修その他工事实施設計技術協力業務)
- 2 委託期間 契約締結の日から、令和6年3月29日まで  
ただし、別途契約している実施設計業務の進捗状況によっては延長する場合がある。
- 3 計画施設概要
- (1) 施設名称 (①中央図書館、②映像文化ライブラリー、③郷土資料館サテライト)
- (2) 敷地の場所 (南区松原町 )
- (3) 施設用途 (①図書館、②映画館、③展示場 )  
平成31年度国土交通省告示第98号別添二第十二号第2類とする。
- (4) 工事概要 (商業ビル(エールエールA館)に中央図書館及び映像文化ライブラリーを移転改修し、郷土資料館サテライトを整備する。)

### 4 設計と条件

- (1) 敷地の条件
- ア 敷地の面積 ( 7,086.00 m<sup>2</sup> )
- イ 用途地域及び地区の指定 (商業地域、防火地域、高度利用地区(広島駅南口Aブロック地区)、広島駐車場整備地区、東部復興土地区画整理事業(事業完了)、広島駅南口Aブロック第一種市街地再開発事業、リバーフロント地区地区計画(A地区(高度利用))、駐車場附置義務対象区域、汚水供用開始区域、景観計画重点地区(広島駅南口地区、リバーフロント・シーフロント地区(リバーフロント地区)、高次都市機能誘導地域(都心型)、居住誘導区域) )
- (2) 施設の条件
- ア 施設の延べ面積(既存建物全体面積) ( 76,307.63 m<sup>2</sup> )
- イ 主要構造 (鉄骨鉄筋コンクリート造(地下2階、地上12階) )
- ウ 開館年月 (平成11年4月)
- (3) 建設の条件
- 既存商業施設において、以下の区分に応じた移転改修等を行う。(別紙8参照)
- ア 中央図書館移転改修
- (ア) 改修面積 約12,000m<sup>2</sup>
- (イ) 階数 地下2階、地上1～2階、7～10階
- イ 映像文化ライブラリー移転改修
- (ア) 改修面積 約1,200m<sup>2</sup>
- (イ) 階数 地上9～10階
- ウ 郷土資料館サテライト整備
- (ア) 改修面積 約350m<sup>2</sup>
- (イ) 階数 地上9階
- エ 工事費(参考試算金額) 約45億円
- 内訳 建築: 約35億円(税込)
- 電気: 約5億3,000万円(税込)
- 機械: 約4億7,000万円(税込)
- イ 建設工期(予定) (令和6年9月(予定)～令和7年9月30日)
- (4) 技術協力を受ける対象業務
- 中央図書館等移転改修その他工事基本設計・実施設計業務
- 受注者: 株式会社安井建築設計事務所

(5) 設計と条件の資料

ア 設計と条件については、次の資料による。

- 広島市立中央図書館等再整備基本計画
- 基本設計図書及び発注図

## II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「技術協力業務委託共通仕様書」（広島市都市整備局営繕課）による。

### 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印の付いたものを適用する。・印は適用しない。

### 2 管理技術者

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士または建築設備工事設計業務に係る実務経験を 10 年以上有する者

(2) プロポーザル方式により業務を受注した場合は、技術提案書における総括責任者が、管理技術者となる。

### 3 照査技術者

○約款第 1 5 条の照査技術者の配置は必要とし、資格要件は次による。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
- ・資格要件は不要
- ・約款第 1 5 条の照査技術者の配置は、不要とする。

### 4 担当技術者

(1) 次の担当技術者の配置を必要とする。

- 建築（総合）
- 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備

注 1) 担当技術者の分担業務分野毎の業務内容は次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築物の意匠に関する技術協力並びに意匠、構造、設備に関する技術協力を取りまとめる
建築（構造）	建築物の構造に関する技術協力
電気設備	建築物の電気設備などに関する技術協力
機械設備	建築物の給排水設備、空調換気設備などに関する技術協力

(2) 次の担当技術者は兼務できるものとする。

- ・建築（総合）及び建築（構造）
- ・電気設備及び機械設備

(3) 各担当技術者は次の技術者を兼務できるものとする。

- 管理技術者
- ・照査技術者

## 5 技術協力業務の内容

### (1) 設計の確認

受注者は、設計者が行う実施設計の内容に対して受注者の技術提案（中央図書館等移転改修事業者選定のプロポーザルにおける技術提案をいう。以下同じ。）が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から実施設計の内容の確認を行う。実施設計の内容について質疑がある場合は、調査職員に報告し指示を受けるものとする。

### (2) 施工計画書の作成

受注者は、設計者が行う実施設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成し提出すること。

### (3) 業務工程表及び業務計画書の作成・提出

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

### (4) 技術情報等の提出

受注者は、発注者から実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び実施設計への反映の際に必要な、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出すること。

### (5) 全体工事費の算出

受注者は、設計者が行う実施設計の内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、実施設計の進捗に応じて調査職員と協議を行うとともに、調査職員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出すること。

### (6) 関係機関等との協議資料作成支援

受注者は、発注者及び設計者が行う関係機関との協議、学識経験者への意見聴取の資料について、施工の観点からの助言や、技術情報の提供により支援を行う。

### (7) 技術に係る具体的な提案

受注者は、技術提案の内容に沿ってコスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効で具体的な提案を必要に応じて行う。

### (8) 設計調整協議

受注者は、発注者及び設計者と実施設計に関する調整協議を行う。調査職員が指示する場合には管理技術者、各主任技術者は必ず参加するものとする。

### (9) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成し調査職員の承認を受けること。

## 6 業務の実施

### (1) 一般事項

ア 技術協力業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

特に I-4-(3)-エ 工事費(参考試算金額)を参考に、経済設計となるよう十分に配慮すること。

イ 技術協力業務にあたっては、工事現場の生産性向上(省人化や工事日数短縮)に配慮する。

### (2) 関連する別契約業務との調整

受注者は関連する別契約業務がある場合は、設計内容の調整及び確認を行うとともに、相互の業務に必要な図面又は資料(CADデータ等の電子データを含む)を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供する。

### (3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、設計業者と内容を精査したものを調

査職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他（

）

(4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とする。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページ又は広島市ホームページに掲載されている。

ア 共 通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・木造計画・設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ◎官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ◎建築設計基準
- ◎公共建築工事積算基準
- ◎公共建築工事共通費積算基準
- ◎公共建築工事標準単価積算基準
- ◎公共建築工事積算基準等資料
- ・営繕工事積算チェックマニュアル
- ・官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン
- ・BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）
- ・公共住宅建設工事共通仕様書
- ・部品及び機器の品質・性能基準（公共住宅建設工事共通仕様書別冊）
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ◎広島市公共施設福祉環境整備要綱の手引き（広島市健康福祉局） ◎貸与可
- ・排水設備の手引き（広島市下水道局）
- ・災害に強いまちづくりプラン  
（広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン）（広島市都市整備局） ・貸与可
- ◎広島市電子納品の手引（広島市都市整備局）
- ・市有建築物省エネ仕様（広島市都市整備局）

イ 建 築

- ◎建築工事設計図書作成基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ◎建築設計基準
- ◎建築構造設計基準
- ◎建築鉄骨設計基準
- ◎建築工事標準詳細図
- ・擁壁設計標準図
- ・構内舗装・排水設計基準

- ◎各構造計算基準（日本建築学会）
  - ・外壁調査及び報告書作成要領（広島市都市整備局）

・貸与可

ウ 建築積算

- ◎公共建築数量積算基準
- ◎公共建築工事内訳書標準書式
- ◎建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
- ◎公共建築見積標準書式集（建築工事編）
- ◎公共建築改修工事の積算マニュアル
- ◎建築工事積算マニュアル（広島市）

◎貸与可

エ 設 備

- ◎建築設備計画基準
- ◎建築設備設計基準
- ◎建築設備工事設計図書作成基準
- ◎公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ◎公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ◎公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ◎公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ◎公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ◎公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
  - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ◎建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（市販）
- ◎建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）（市販）
- ◎空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
  - ・業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
  - ・ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
- ◎電気設備工事標準図（広島市都市整備局）
- ◎機械設備工事機材標準図（広島市都市整備局）
- ◎給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島市水道局）
- ◎排水設備の手引き

◎貸与可

◎貸与可

◎貸与可

オ 設備積算

- ◎公共建築設備数量積算基準
- ◎公共建築設備工事内訳書標準書式
- ◎公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ◎建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
- ◎機械設備工事積算マニュアル（広島市）
- ◎電気設備工事積算マニュアル（広島市）

◎貸与可

◎貸与可

(5) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
適用基準等のうち、・貸与可に◎印の付いたもの ◎既存建物図面 ◎基本設計図面（PDFデータ、CADデータ）	◎貸与可 ◎貸与可

(6) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、下記ア～オにおいては、各技術者を配置する場合等に記載することとし、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注し

た場合に記載があり、その内容に変更がなければ省略できる。

ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

イ 各主任担当技術者（管理技術者の中で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

ウ 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

エ 受任（下請負）事務所（受任者（下請負者）のうち、分担業務分野の担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、委任（下請負）の理由及び具体的内容

ただし、主たる分担業務分野（〇〇分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。

オ 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者又は担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

カ 業務工程表

キ 業務実施体制

ク その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

(注) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により技術協力業務を受注した場合には、技術提案書により提案された業務実施体制により当該業務を履行する。

## 7 成果物、提出部数等

### (1) 成果物

業務が完了したときは、次の成果物を提出すること。とりまとめ方法は、調査職員の指示による。

ア 業務完了報告書

イ 各種技術検証資料 一式

ウ 技術提案資料 一式

エ 打合せ記録簿 一式（設計業者と内容を精査したものとする）

オ 施工計画書 一式

カ 全体工事費内訳明細書 一式（見積り含む）

キ 全体工事工程表

ク その他調査職員の指示するもの

### (2) 部数

上記(1)の内容を1部提出すること。

### (3) 製本形態等

パイプファイル及び電子データ（PDFデータ又はCADデータなど）にとりまとめる。

A4判又はA3判二つ折りとする。

### (4) 設計原図の作成等

ア 作成

(ア) 設計原図の作成形式  Jw-cad

(イ) 設計原図の大きさ  A1判  A2判  A3判

イ 提出

(ア) 設計原図の材質  トレーシングペーパー  上質紙

(イ) 設計原図の大きさ  A1判  A2判  A3判

(ウ) 提出部数  原図1部

(注) 電子納品の際は、【.jww】及びA3サイズのPDFデータ（解像度300～400dpi程度）で提出する。容量は、1ファイルあたり10MB以内とする。10MBを超える場合は、提出方法を調査職員と協議すること。